

激甚災害対策

【災害発生時】

1 生徒への対応

- (1)職員は生徒の安全を確認し、身を守る措置をとらせる。
- (2)安全確保確認後、安全な避難経路に沿って避難場所に誘導する。
- (3)避難場所は次の通りとする。
 - ①運動場中央（第一次避難場所）
 - ②体育館（第二次避難場所）
 - ③地区体育館（学校より北へ100メートル）
 - ④校舎屋上（津波の危険がある場合）

2 職員の動き

- (1)生徒の避難誘導にあたる者と校舎内を点検する者にわかれ、人員確認を確実に行う。
- (2)負傷者がいる場合には救出係と救護係が連携して処置にあたる。

【災害発生後】

1 集合地点での対応

- (1)人員確認後、対策本部を設置する。対策本部は別紙自衛消防組織とする。
- (2)現状把握と情報収集を直ちに行う。二次避難場所への移動が必要であれば体育館や屋上の安全を確認し、生徒を移動させる。

2 生徒が帰宅できる状況にある場合

- (1)職員が校区の道路や家屋の安全確認を行った後、職員が生徒を引率し生徒を帰宅させる。

3 生徒が帰宅できない状況にある場合

- (1)学校に待機させる場合の目安は次の通りである。（本校は緊急避難場所に指定されている）
 - ①震度5弱以上の地震が発生したとき
 - ②津波警報が発令されているとき
 - ③台風・集中豪雨・洪水・雪害・火災・爆発その他の災害が発生し、校長が下校および帰宅後の安全が確保できないと判断したとき。
- (2)保護者への引き渡しの方法

①引き渡し場所

災害の規模や被害等によって危険が生じる場合があるので、第一避難場所は学校（運動場）、第二避難場所は教育委員会・市防災対策本部の関係機関と連絡を取り、指示を受けた第二次避難場所（広域避難場所）とする。

②引き渡しの方法

- ・「引き渡し確認カード」にしたがって引き渡す。
- ・原則として、直接保護者に引き渡す。
- ・引き渡す際には、いつ、だれが、どこで引き渡すかを確実にし、原則として「引き渡しカード」に必ずチェックしてから行うようにする。
- ・交通機関利用者、留守家庭等の者については、学校で保護する。
- ・保護者に引き渡すことができない場合は、学校で保護する。
- ・学校に避難している生徒等に不安を与えないように配慮する。

(3) 生徒等の引き渡し

緊急災害 生徒引き渡し確認カード (御幸中学校)					
学 年	1	2	3	血 液 型	
組				A B O AB RH (+) (-)	
担任名					
生徒名			生年月日 平成 年 月 日生 歳		
住 所	石川県小松市				
保護者 氏 名	父		母		TEL (自宅固定電話) ()
	携帯電話 TEL()		携帯電話 TEL()		
緊急 連絡先					TEL ()
在学者 兄弟 姉妹					
引き渡し場所	引き取り人	続柄	日時	確認	引渡人
①学校					
②					
備 考					

4 地域住民が避難してきたとき

(1) 一次避難場所は運動場とする。(津波の場合は屋上)

①生徒の避難誘導との混乱を避けるため、職員の中の1人が担当し、住民のリーダーとなる方とともに避難誘導にあたる。

(2) 二次避難所は体育館とする。

①市からの緊急避難物資は3階物置に保管する。

②トイレは男子(小3大1)、女子(3)、手洗い場(蛇口3)がある。

③暖房設備はジェットヒーター(灯油、要電源)5機、ブルーヒーター(灯油、要電源)2機がある。

※②③についてはライフライン喪失の場合は使用不能となる。

④電源がいない石油ストーブは現在3機ある。

(3) 残留生徒で地区別グループをつくり，避難住民の案内・世話にあたる。

(4) 市担当者が到着後は合同対策本部を設置する。

5 生徒の登下校時の災害の場合

(1) 職員は生徒の安否確認をすぐに行う。

①校内巡視

②通学路の巡視

③避難所等の確認

④自宅確認

(2) 校内にいた生徒は保護者または保護者が同意した方が迎えに来れば引き渡す。

(3) 状況を教育委員会に報告する。

6 学校再開にむけての対応

(1) 被害状況の確認

・生徒，家族，教職員の安否 ・ライフライン ・地域や通学路

(2) 教育委員会との1次協議

・校舎の安全点検 ・生徒の心理面の影響 ・教室確保

・学用品等の整備 ・避難所としての運営状況

(3) 臨時登校や家庭訪問

・生徒の具体的状況の把握 ・保護者への連絡方法の確認

(4) 教育委員会との2次協議

・校舎の安全確保 ・授業形態の工夫 ・教職員の配置 ・教科書，教材の調達

・防疫，保健衛生措置 ・生徒の心のケア ・欠時の補充